

令和6年度第1回港区区政会議「事前意見内容と区役所の対応・考え方」

番号	部会	担当課	ご意見内容	区役所の対応・考え方
1	安心安全・まちづくり部会	協働まちづくり推進課（安全・安心）	【不法駐輪について】 ドン・キホーテの周りの歩道上に自転車がが多く、歩行の妨げになっている。特に車椅子の通行は困難だと思います。何か対策は考えられないでしょうか。	本市における自転車対策は、店舗等の集客施設の利用者用の駐輪場は、「自転車駐車場の附置等に関する条例」で、駐輪需要を発生させる施設側が駐輪スペースを確保することを基本としており、歩道上等での駐輪が施設利用客の場合については、施設側の責任において対応することとなっています。 また、放置自転車については、「自転車等の駐車適正化に関する条例」で、「自転車放置禁止区域」については、放置自転車の即時撤去を行い、「放置禁止区域外」については、放置自転車に撤去予告の札（エフ）を付け、1週間以上エフが付いたままの自転車を対象に撤去することとなっています。（当該施設近辺については、放置禁止区域外となっています） こうした条例に基づく自転車対策の所管は、本市建設局であることから、建設局と課題や情報を共有し、安全で快適な歩行環境の確保やまちの美観の保持のため、自転車利用マナーの啓発や歩道駐輪に関する施設者側への呼びかけといった取組みについて、連携してまいりたいと考えています。
2	福祉部会	保健福祉課（福祉/地域保健活動）	【今身近で困っている事】 地域で精神的に不安定な人が、近隣住人や小学校の登校時間に大声で児童に声をかけ、気づいた先生に暴言をはいて警察に止めて頂いた事案が発生しました。朝の登校時間に警察が巡回の回数を増やして頂いている状態です。 今は落ち着いている様子ですが、高齢者にケアマネージャーが見守っている様に、保健福祉センターの看護師の免許をもった人で、精神の薬をちゃんと飲んでいる等、行動を見守ってもらえるケアマネージャー的な方はいないでしょうか。もしくは、困った隣人の相談窓口はどこにあるのでしょうか。	精神障がいをお持ちの方は、障害者自立支援法などに定められた各種福祉サービスを利用いただくことができます。その中でも「計画相談支援」というサービスを使っていたらと思います。サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができます。 また、港区障がい者基幹相談支援センターでは、港区内にお住まいの障がいのある方、ご家族様、近隣の方などからの相談に応じています。お気軽にご相談ください。 保健福祉センター地域保健活動では、こころの問題や悩んでおられる方やそのご家族、支援者の方からの相談を精神保健福祉相談員・保健師がお伺いしています。また、月2回、予約制で精神科医師による相談を行っています。
3	全体会	総務課（総合政策）	毎回の回答になりますが、%だけの表示が多いので、実数と%を両方提示していただきたいこととアンケート回収率が低いと思いますが、この数字を上げる目標などはないのでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。 事前配付資料A「令和5年度 港区運営方針自己評価実施結果」にかかるご意見と捉えお答えさせていただきます。 運営方針の達成状況の数値につきましては、前年度や目標値と比較しやすいよう割合で示しております。アンケートの実数につきましては、別途区民モニターアンケートの結果として、区HPで公表しておりますので、そちらでご確認いただけますと幸いです。今後も委員の皆様のご意見を踏まえながら分かりやすい会議資料の作成に努めてまいります。 また、ご指摘のとおり当アンケートの回収率につきましては、令和5年度では平均して26.3%となっております。当区としましても当アンケートの回収率をあげるよう、広報紙で呼びかけなども行いましたが至りませんでした。今後も対象者が回答しやすいような改善を図るなど回収率の向上に努めてまいります。 回収率を上げるアイデアを皆様からいただければ、参考にさせていただきます。